

議案第 6 9 号

筑西市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例の一部改正について

標記について次のとおり提出する。

令和 6 年 6 月 5 日

筑西市長 須 藤 茂

筑西市条例第 号

筑西市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

筑西市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例（令和 4 年条例第 3 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 9 号中「掲げるもの」を「掲げる者」に改める。

第 1 3 条第 2 項第 4 号中「宅地造成等規制法」を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。